皇室事項

御祝電

天皇陛下は、イエメンの統一記念日につき、五月二十一日同国大統領指導評議会議長閣下へ御祝電を発せられた。

御祝電及び御答電

天皇誕生日に際し、次の各国元首から御祝電を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を発せられた。

ウズベキスタン大統領閣下
アラブ首長国連邦大統領ムハンマド殿下
アゼルバイジャン大統領閣下
カザフスタン大統領閣下
チャド大統領閣下
フィンランド大統領閣下
ブータン国王陛下
ブルガリア大統領閣下
モンゴル大統領閣下
スペイン国王陛下
オマーン国王陛下
スロベニア大統領閣下
キルギス大統領閣下
タジキスタン大統領閣下
ブルネイ国王陛下
ポルトガル大統領閣下
カンボジア国王陛下
ミクロネシア大統領閣下
ラオス国家主席閣下
イエメン大統領指導評議会議長閣下
フィリピン大統領閣下
キューバ大統領閣下
ラトビア大統領閣下
エルサルバドル大統領閣下
マーシャル大統領閣下
イタリア大統領閣下
ポーランド大統領閣下
コートジボワール大統領閣下
バーレーン国王陛下
モロッコ国王陛下
セーシェル大統領閣下
エストニア大統領閣下
エクアドル大統領閣下
ドミニカ共和国大統領閣下
スイス大統領閣下
ルーマニア大統領閣下
コソボ大統領閣下
モンテネグロ大統領閣下
ローマ教皇台下
トルコ大統領閣下
ベトナム主席閣下
アルジェリア大統領閣下
ウクライナ大統領閣下
アンゴラ大統領閣下
ブルキナファソ大統領閣下
モルドバ大統領閣下
コンゴ民主共和国大統領閣下
セルビア大統領閣下
ギリシャ大統領閣下
キプロス大統領閣下
レバノン大統領閣下
カーボベルデ大統領閣下
マルタ大統領閣下
南アフリカ共和国大統領閣下
ナミビア大統領閣下
ジョージア大統領閣下
モルディブ大統領閣下
チュニジア大統領閣下
カタール首長殿下
リトアニア大統領閣下

官庁報告

官庁事項

登録操縦免許証更新講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十四において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録操縦免許証更新講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三条の三十四において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年五月二十五日

国土交通大臣　金子　恭之

(一) 登録操縦免許証更新講習実施機関の名称　白木原幹夫

(二) 登録操縦免許証更新講習実施機関の住所

（変更前）愛知県名古屋市西区江向町二丁目六一番地（コーポミヤマエ一〇一号）

（変更後）大分県中津市大字全徳三一〇番地一

(三) 変更年月日　令和八年四月二十一日

登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第八十四条の四において準用する同規則第四条の十の規定に基づき、次の登録操縦免許証失効再交付講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第八十四条の四において準用する同規則第四条の二十二第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年五月二十五日

国土交通大臣　金子　恭之

(一) 登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の名称　白木原幹夫

(二) 登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の住所

（変更前）愛知県名古屋市西区江向町二丁目六一番地（コーポミヤマエ一〇一号）

（変更後）大分県中津市大字全徳三一〇番地一

(三) 変更年月日　令和八年四月二十一日

公告

諸事項